

関 係 各 位

大 分 労 働 局 長

「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」の実施について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年の大分県内の労働災害による死亡者数は、前年の 9 人から 7 名増加して 16 人に達し、過去 10 年間で最多となりました。

大分労働局が策定した第 14 次労働災害防止計画では、アウトプット指標及びアウトカム指標の達成により、令和 5 年から令和 9 年までの 5 年間の死亡者数を、第 13 次労働災害防止計画期間の 10%以上の減少となる 49 人以下とすることを目指しているところですが、計画初年度の死亡者数の急増は大変憂慮すべき状況です。

尊い生命が犠牲となる死亡労働災害をこれ以上発生させないためには、今一度、事業場において各作業における労働災害防止対策等について点検、見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法等を徹底していただくことが強く望まれます。

また、大分県内の休業 4 日以上之死傷者数(新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。)が、令和 5 年(12 月末現在)は 1,216 人と、前年より 2.6% (+31 人)増加していることから、併せて労働災害防止の取組等を強く推進する必要があります。

このため、大分労働局では、急増する労働災害に歯止めをかけるための緊急的な取組として、本年 1 月 22 日から 3 月 31 日までの期間を「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」に設定し、労働災害防止対策等の更なる徹底を図ることとしました。

つきましては、貴職におかれましても、本強化期間の趣旨を御理解いただくとともに、下記の労働災害防止対策等が労働者一人ひとりに浸透するよう、別添リーフレット等を活用し、傘下の会員事業場等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

年末年始期間中に4人が犠牲に

死亡労働災害多発

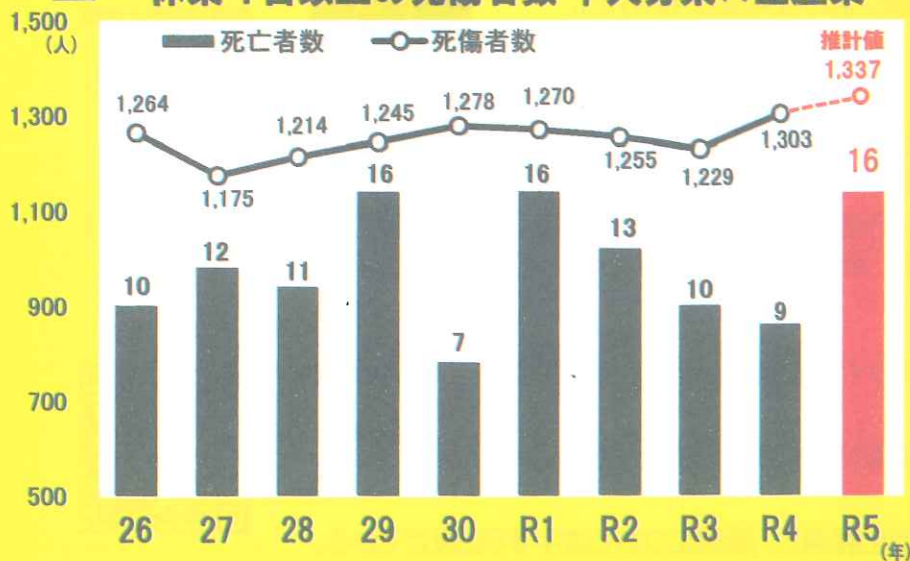
大分県労働災害防止緊急対策強化期間 3/31 まで

令和5年の大分県内の労働災害による死亡者数は、前年の9人から7人増加して16人（12月末速報）となり、過去10年で最多となりました。また、令和5年12月からの年末年始期間には4人の尊い命が犠牲となりました。

そこで、急増する重篤な労働災害に歯止めをかけるため、令和6年1月22日から3月31日までを「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」に設定し、労働災害防止対策の更なる徹底を図ることとしました。

事業主の皆様におかれましては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、裏面のチェックシートを活用する等により労働災害防止対策の点検・見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法を徹底していただきますようお願いいたします。

労働災害による 休業4日以上の死傷者数 | 大分県×全産業



死亡者数

● 令和5年は、過去10年で最多タイプの16人となりました。

● 業種内訳は建設業7人、製造業4人、水産・畜産業3人、商業（新聞販売業）2人です。

● 第14次労働災害防止計画では、令和5年から5年間の死亡者数を49人以下に減少させることを目標にしています。

死傷者数

● 令和5年の死傷者数の推計値※は、過去10年間で最多となっています。※推計値=12月末速報値から推計



年末年始期間中の死亡労働災害の概要

洗車中に1.6m墜落

令和5年12月発生
70代 男性 経験39年

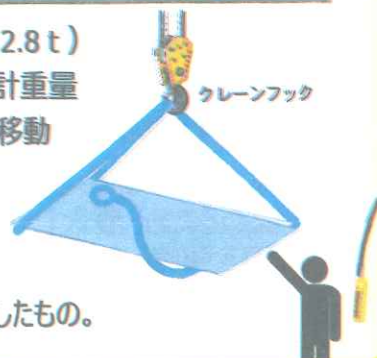
洗車場でコンクリートミキサー車を洗っていたところ、洗車場の端から1.6m下に墜落したものの、集水桝に頭部が浸かった状態で発見された。



クレーンの荷が激突

令和6年1月発生
20代 男性 経験7年

クレーン（つり上げ荷重2.8t）で、アルミ板2枚（合計重量250kg）をつり上げて移動させていたところ、クレーンのフックから繊維ベルトが外れてアルミ板が頭部に激突したものの。



大分労働局・労働基準監督署

令和6年1月



職場の安全対策を緊急チェック



建設業

- ☐ 高所等で墜落・転落のおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けている。
- ☐ 車両系建設機械等の転倒防止対策及び労働者との接触防止対策を講じている。
- ☐ 交通誘導に従事する労働者の交通事故防止対策を講じている。
- ☐ 伐木等の作業において、合図を行い、退避したことを確認して伐倒している。
- ☐ 降雨で河川の増水や土石流が発生するおそれがあるときに、これを早期に発見するため、監視人を配置する等の措置を講じている。
- ☐ 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」に参加して重点項目を工事現場に掲示している。

各建設現場2項目重点労働災害防止運動
(大分労働局HP)



製造業

- ☐ 作業床の端、開口部等に、囲い、手すり、覆い等を設けている。
- ☐ 機械等の点検、掃除、修理等の非常作業を行う場合に機械の運転を停止している。
- ☐ 機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施している。

陸上貨物運送事業

- ☐ 貨物自動車の荷台又は荷物の上での作業において、墜落防止対策を講じている。
- ☐ 荷台又は荷物の上の昇降に安全な昇降設備を使用している。
- ☐ 荷役作業に従事する労働者に保護帽を着用させている。
- ☐ 荷主等と連携・協力して、荷役作業における労働災害防止に取り組んでいる。



昇降設備の例



荷役作業における
墜落災害防止対策
及び安衛則改正
(大分労働局HP)

新聞販売業



- ☐ ライト点灯、蛍光ベルト着用、交通ルール順守等、バイク運転について交通安全教育を実施している。
- ☐ 冬季の配達を考慮した履物の選定、早朝や夜間の配達時における照明の確保等、配達時の状況に応じた転倒災害防止対策を講じている。

(全産業共通)

- ☐ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施している。
- ☐ はしご、脚立、踏み台等を使用する際に、脚部の滑動を防止する転移防止対策を講じている。
- ☐ 作業通路についてはできる限り段差を解消し、階段については手すりを設けている。
- ☐ 作業内容に応じた適正な服装、保護帽、墜落制止用器具等を選択して使用している。
- ☐ クレーン、フォークリフト、車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務には有資格者を就かせている。
- ☐ 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に特別教育を実施している。
- ☐ 作業手順書、作業マニュアル等を作成・整備し、当該作業手順により作業が行われている。
- ☐ 未熟練労働者(外国人労働者を含む)の危険の感受性を高めるため、雇入れ時及び作業内容変更時に安全衛生教育を実施している。
- ☐ 経営トップが、自ら先頭に立って職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働災害防止に取り組む姿勢を示している。

交通労働災害防止の
ためのガイドライン
(厚生労働省HP)



トップの所信表明

当社は「経営者の安全は全員の安全である」との理念に基づき、安全衛生の基盤を強化し、労働者の安全と健康の確保に努めています。また、近頃多発する労働災害の防止と労働者の安全意識の向上を図ります。

安全衛生の基本方針

① 安全衛生の基盤を強化し、労働者の安全と健康の確保を図る。

② 労働者のコミュニケーションにより、職場の安全と健康に資する活動を進める。

③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生の意識を涵養し、実践を促す。

④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を積極的に支援する。

代表取締役
代表取締役

経営トップの
所信表明の例



経営トップの
所信表明公開中
(大分労働局HP)